

議案第167号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が地域のにぎわいを創出する取組又は公共施設の維持管理に資するものであることその他の公益上の理由があると認めるときは、川崎市屋外広告物審議会の議を経て、第4条及び第5条の規定を適用しないことができる。

第39条第3項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第7条第5項の規定により第4条及び第5条の規定を適用しないこととするとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

広告物の表示又は掲出物件の設置が地域のにぎわいを創出する取組又は公共施設の維持管理に資するものであること等の公益上の理由があると認められるときは、屋外広告物の禁止地域及び禁止物件に係る規定を適用しないことができることとするため、この条例を制定するものである。